

新規の感染者が確認された場合等の学校の対応

1 本県が「山形県における新型コロナウイルス感染症注意・警報レベル1または2」※に区分される場合

※学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル Ver.2 (R2.6.16 文部科学省) (以下「文科省マニュアル」という。)における「地域の感染レベル1」のレベル

(1) 学校関係者(※)に感染が確認されていない場合

※学校関係者とは日常的に学校を使用する児童生徒及び教職員とする。

何よりも児童生徒の安全確保のため、児童生徒の検温の有無の確認など健康観察を行うほか、咳エチケットや手洗いなどの基本的な感染防止対策を徹底する。

学校がクラスターとならないよう、⑦こまめな換気、④十分に児童生徒間の間隔をとる、⑦近距離での会話を避けるなど感染リスクが高まる3つの条件を十分考慮し、活動内容に対応した感染クラスター発生防止対策を講じた上で、学習指導を行うものとする。

(2) 学校関係者に感染が確認された等の場合※

※①～④の場合について、本人または保護者より、速やかに学校に連絡するよう予め依頼する。

① 学校関係者の同居している家族等が、感染者の濃厚接触者にあたりと特定された場合またはPCR検査の受検対象者と判断された場合

- ・ 保健所と相談のうえ、必要に応じて、学校関係者本人を自宅待機するとともに、(1)と同様の対応とする。

② 学校関係者が、PCR検査の受検対象者と判断された場合

- ・ 当該本人を、自宅待機するとともに、(1)と同様の対応とする。

③ 学校関係者が、感染者の濃厚接触者にあたりと特定された場合

- ・ 当該本人は、感染者と最後に濃厚接触した日から2週間の健康観察期間中、自宅待機するとともに、当該学校を一時的に閉鎖し、当該本人の学校における活動の態様、接触者の多寡を踏まえて、保健所と相談のうえ、校内消毒等の対策を講じるものとする。
- ・ 閉鎖解除後は、(1)と同様の感染防止対策等を再開するとともに、児童生徒の健康観察の徹底や連絡体制の確認などを行う。

④ 学校関係者の感染が判明した場合

- ・ 濃厚接触者が保健所により特定されるまでの間、学校を閉鎖する。併せて、感染者の学校における活動の態様、接触者の多寡を踏まえて、保健所と相談のうえ、校内消毒等の対策を講じるものとする。
- ・ 「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営に関するガイドライン」(以下「学校運営ガイドライン」という。)に準じ、健康福祉部をはじめとした関係部局や関係機関と連携し、感染者の学校内での活動状況を踏まえ、学校内で感染が広がっている可能性が高いと判断した場合には、新たな臨時休業の実施を含む臨機応変な対策を別途講じるものとする。

2 本県が「山形県における新型コロナウイルス感染症注意・警報レベル3または4」※に区分される場合

※文科省マニュアルにおける「地域の感染レベル2または3」のレベル

学校運営ガイドラインに準じ、健康福祉部をはじめとした関係部局や関係機関と連携の上、原則として学校単位に、新たな臨時休業の実施を含めた対策を別途講じるものとする。

自治体首長から地域全体の活動自粛を強化する一環として要請があった場合、感染者が発生していない学校を含めた地域一斉の臨時休業を検討する。